

1 議 事 日 程（第1日）

（令和7年第3回有田川町議会臨時会）

令和7年6月24日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 再議第1号 議案第45号令和7年度有田川町一般会計補正予算（第4号）
に関する議決の再議について

日程第5 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番 濃 添 勇 作

2番 栗 山 昌 之

3番 本 下 雅 敏

4番 椿 原 竜 二

5番 中 島 詳 裕

6番 星 田 仁 志

8番 谷 畑 進

9番 西 弘 義

10番 林 宣 男

11番 岡 省 吾

12番 森 谷 信 哉

13番 堀 江 眞智子

14番 増 谷 憲

15番 殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番 本 下 雅 敏

14番 増 谷 憲

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長 中 山 正 隆

副 町 長 坂 頭 徳 彦

住民税務部長 小 澤 俊 彦

福祉保健部長 井 本 英 克

総務政策部長 中 屋 正 也

消 防 長 岩 井 伸 幸

産業振興部長 南 長 寿

建設環境部長 森 本 博 貴

清水行政局長 中 谷 芳 尚

総 務 課 長 原 秀 文

財 務 課 長 青 石 元 希

企画調整課長 寺 杣 真 英

教 育 長 片 嶋 博

教 育 部 長 中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 山 縣 和 弘

書 記 細 野 鶴 子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回有田川町議会臨時会を開会します。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、3番、本下雅敏君、14番、増谷憲君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日、6月24日に開催された議会運営委員会の結果について報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並びに日程について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日1日間のみと決定させていただきました。

また、議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおり、日程第1から日程第3まで進行した後、日程第4、再議第1号について、執行部から提案理由を説明していただき、その後、休憩中に全員協議会を開催し、御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第4、再議第1号の審議・採決をお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位に御協力をお願い申し上げまして委員長報告といたします。

○議長（谷畑 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りにしたい

と思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日１日限りに決定しました。

……………日程第３ 諸般の報告……………

○議長（谷畑 進）

日程第３、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長より提出された案件は、議案１件であります。

また、本日の説明員は町長ほか１３人であります。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第４ 再議第１号……………

○議長（谷畑 進）

日程第４、再議第１号、議案第４５号令和７年度有田川町一般会計補正予算第４号に関する議決の再議についてを議題とします。

町長から、６月１７日に否決した議案第４５号令和７年度有田川町一般会計補正予算第４号について、地方自治法第１７７条第１項の規定によって再議に付されました。

再議に付した理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに令和７年第３回有田川町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、ただいま提案されました議案について、御説明を申し上げます。

再議第１号は、議案第４５号令和７年度有田川町一般会計補正予算第４号に関する議決の再議についてでございますが、令和７年有田川町議会第２回定例会における令和７年６月１７日の会議で否決された議案第４５号、令和７年度有田川町一般会計補正予算第４号については、地方自治法第１７７条第１項第１号に規定をする、普通地方公共団体の義務に属する経費の削除に当たり、この義務経費に係る予算を削除されますと町行政執行上適切でないため、同項の規定により再議に付するものであります。

内容につきましては、有田周辺広域圏事務組合の令和７年度新ごみ処理施設特別会計予算が臨時会において可決されたことに伴い、それに係る分担金の補正を行った結果、歳入歳出それぞれ８，８３２万６，０００円を追加し、補正後の予算総額は１９億３，１３５万７，０００円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、繰越金を充てることにいたしております。

どうか議員の皆様におかれましては、いま一度慎重かつ懸命な御判断を重ねて願

い申し上げまして、提案理由の説明を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（谷畑 進）

以上で、町長から再議に付した理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、再議に付した理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 9 時 3 8 分

再開 1 1 時 1 5 分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

休憩前に引き続き、再議第 1 号、議案第 4 5 号令和 7 年度有田川町一般会計補正予算第 4 号に関する議決の再議についてを審議します。

質疑を行います。本件は補正予算であります。有田周辺広域圏事務組合が決定する事項や事務についての質問はしないようにしてください。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

1 4 番、増谷憲君。

○1 4 番（増谷 憲）

1 4 番、増谷です。

再議第 1 号、議案第 4 5 号有田川町一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

ある程度、議長、言うことを認めてほしいんですけど、まず頼んどくで。

湯浅町が正式に離脱になっても、湯浅町は三重県まで持って行って処理してるんですよ。しかし、この 1 市 1 町にとっては、ごみ処理業務はストップできないんですよ。ですから、再議にかけて有田市と当町でのごみ処理施設の建設に向かって進めることになっているわけですが、それで今回の分担金ですが、今進めている有田市須谷地域の建設計画は、当初 1 0 0 億円から 1 4 0 億円だと聞いておりますけども、これに関わる用地に関することだと思うんですが、それでよろしいかどうか、まずお答えください。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

有田周辺広域圏事務組合で、平成30年より1市2町で新ごみ処理施設の建設事業を進めており、現時点での分担金ではなくて概算の事業費は約135億円の予定で進んでおります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この分担金についてなんですが、先ほどの全協でもいろいろあって、私、ゴーサインが出るのかなと心配するわけですよ。だから本当にこれここでやるんだったら、物をしっかり詰めていかなあかんと思うんですけど、町長、その辺どう思ってますか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今回、湯浅町が、まだ正式ではありませんけれども、恐らく脱退するだろうと思います。その中でこのごみ問題というのは、もう避けて通れん問題で、特によそへ委託して出すと言うことは、全然大きな1市1町では考えられないということで、とにかく今のところ用地についても3人の方々がまだ御同意がいただけないという話を聞いてますけれども、まずこの方々に御同意いただけるように広域で十分努力をして、それからいろんな方法も併せて考えながら、できるだけ令和13年度の期限に間に合うように頑張って進めていきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ごみ処理施設というのは、全国的に大変大きな課題になっておりまして、例えば徳島県の上勝町というところは、小さい町なんで、ここはリサイクル・リユースが80%を超えてるんです。だからパッカー車もないんです。本当はこういうように持っていけばいいんだけど、うちみたいに大きな広域の町になったら、これはほとんど不可能だと思います。だから、どうしても広域で処理していくことが必要になってくるんです。そうなったら、処理計画の処理場は中断することはできません。なぜかといったら町民に迷惑がかかりますから。だから、きちっと進めていってもらう必要があると思うんです。それは町長がリーダーシップを取ってやってもらわなあかん問題だと思ってるんです。

もしもの話ですけども、仮に今の予定地があかんという場合も考えられるわけですよ。もしかしたらですよ。そうなったら、次の手も考えていってほしいんです。やっぱりそうなったら、次は小島の現施設、もう絶対あかん、覚書があるからできんという話ですけども、それでも、もうそこしかないと思うんです、もしあそこがあかん

ようになったら。そこも含めて考えてもらったら、たとえ今の施設へつくるとなったら、用地代と物件補償費５億二、三千万円が要らなくなるわけですね。だから、もう最善は今の須谷へ持っていくことを前提にしながら、もしものことも考えて、そこまで見通しを立ててほしいですよ。町長、どうですか。

○議長（谷畑 進）

今の町長、答えられますか。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今、計画している以外、今のところ考えていません。それに向けて全力投球していきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。補正予算であるため、有田周辺広域圏事務組合が決定する事項や事務についての討論となることのないように、よろしくお願いします。

それでは、これから討論を行います。討論はありませんか。

１３番、堀江眞智子君。

○１３番（堀江眞智子）

質疑は前回にさせていただいたので、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っています。

そして、私は町長不信任だということではないことを、まず最初に申し上げます。

それと今日の朝、議運をして、それで全員協議会、そしてもう議決というような、こんな議会の開会の仕方はないなというように申し上げておきたいと思っています。

湯浅町が新ごみ焼却施設から離脱するということです。来週、広域の管理者会議もあるということです。分担金も、この湯浅町が抜けるということで確定されないままです。これからも、土地購入費はもちろん、施設建設のための持ち出しも不透明なままです。住民サービスのためとはいえ、住民負担は一段と大きくなることが予測されます。ここで一度立ち止まって、しっかりと考えるべきではないでしょうか。新施設建設に反対と言っているわけではありません。住民にとっての大事な施設です。立ち止まって再考するべきだと言っているのです。

以上の理由で、今回の議案には反対とさせていただきます。今回、予算を通してしまえば、何もかも賛成となってしまうのではないかとと思われるからです。

以上であります。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

賛成の立場から討論ありませんか。

4 番、椿原竜二君。

○4 番（椿原竜二）

4 番、椿原竜二でございます。

私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、堀江議員がおっしゃいました、湯浅町が離脱して分担金が不透明になるといった話でもありました。確かに不透明にはなりますけれども、湯浅町が抜けたからといって、我々有田川町がごみ処理をしなければいけないという事実は変わりません。

そして、ごみ処理は住民の命と生活を守る公共インフラの一つであります。最も基礎的な公共サービスだと私は考えております。その議論を将来にわたって安定的に維持していくことは、自治体の大きな責務であります。災害時や緊急時、また民間が撤退した場合でも、我々はごみ処理を止めるわけにはいきません。災害時のリスク分散であったり、処理能力の確保といった危機対応能力の確保は、我々にとって本当に大切だと考えております。

説明不足を理由であったり、また現施設の耐用年数を考えたときに、今これを理由にこの事業を止めてしまつては、私は将来の住民にツケを回すことになり兼ねないと考えております。令和12年という期限がある以上、私は今すぐにでもここは進めなければいけない、それが住民のためになると思って賛成とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

○議長（谷畑 進）

挙手少数であります。

よつて本案は否決しました。

ここで町長より発言の申出がありますので、これを許可します。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

議員各位におかれましては、本日の慎重なる審議、本当にありがとうございました。

本議会の議決、非常に残念な結果になりましたけれども、地方自治法第177条第2項の規定に基づき、長の原案執行権として当該義務的経費を予算に計上して支出を

行うことといたします。

町民生活に直結する重要な経費であることから、円滑な行政運営と住民サービスの継続のため、適切に対応してまいりたいと思います。本日はありがとうございました。

……………日程第5 議長への委任について……………

○議長（谷畑 進）

日程第5、議長への委任について。

お諮りします。

本臨時会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和7年第3回有田川町議会臨時会を閉会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

閉会 11時28分



以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有 田 川 町 議 会 議 長                      谷    畑                      進

3   番        議    員                      本    下        雅    敏

14 番        議    員                      増    谷                      憲